白石地区農業振興協議会

しろいし農業塾農業研修生募集要項

平成２７年７月３日制定

平成２８年２月２４日改正

平成２８年９月２６日改正

令和２年４月２３日改正

令和２年６月１１日改正

（研修内容）

第１条　本事業における農業研修生の研修内容は、次の号のとおりとする。

（１）　しろいし農業塾(以下「農業塾」という。)が開催する農業講座研修等

（２）　農業塾にて推薦を受けた受入農業者による実務研修等

（３）　ＪＡさが白石地区が実施する白石地区いちごトレーニングファームでの研修

（４）　その他、関係機関が開催する各種研修会・地域活動等への参加等

（研修期間）

第２条　農業研修生の研修期間は、２ヶ年以上とする。

（営農指導作物等）

第３条　この事業における営農指導作物等については、施設園芸を基本とする。ただし、農業技術・農業経営等の習得を目的とするため、品目を特に絞らず幅広く柔軟に対応する。

（研修生資格）

第４条　この事業の対象者は、白石町内において就農を希望する者であって、次の要件を全て満たすものとする。

（１）　日本国籍を有し、研修開始日における満年齢が２０歳以上、就農開始時に５０歳未満であること。性別は問わない。

（２）　応募の際、佐賀県外に在住しており、研修開始時、白石町に住民登録ができ、かつ、２ヶ年以上研修期間中継続できること。

（３）　研修終了後、引き続き白石町に住所を置き、白石町内において農業経営を開始し、５年以上継続して農業に従事できる者。

（４）　将来、白石町における地域農業担い手として農業を営む志しがある者。

（５）　本事業における研修は、単なる体験農業でなく、生業としての農業経営を目指し、農業技術や農業経営力等を身に就けるための研修制度であることを十分理解していること。

（６）　農業研修、就農について家族の同意を得ていること。

（７）　研修については、原則、農業塾との農業研修契約にて実施とする。

（８）　本研修後において、単なる親族の経営継承、規模拡大のみの親元就農予定者は除く。

 (９)　 普通運転免許を所持し、一般的なパソコン操作ができること。

(１０)　 新規就農のための準備金として、概ね３００万円以上の自己資金を有することとし、預

金残高証明書等によって証明できること。

（農業研修生募集期間及び研修申込み）

第５条　農業研修生の募集期間及び研修の申込み期間については以下のとおりとする。

（１）　農業研修生の募集期間は、農業塾が別途定めた期間とする。ただし研修枠が空いた際等については、この限りではないこととする。

（２）　農業研修生となることを希望する者は、「しろいし農業塾農業研修生申込書」（別記第１号様式）を農業塾塾長（白石地区農業振興協議会会長(事務局：白石町役場農業振興課内)）に関係書類を添付の上、募集期間内において提出することとする。

（農業研修生の選考審査）

第６条　農業研修生の選考については、以下のとおりとする。

（１）　農業塾における農業研修生の採用人員は６人以内とする。

（２）　第５条による研修申込み書が提出された場合、「就農支援会議」にて書類審査及び面接審査を実施し、農業塾塾長の承認を得て、採用を決定する。

（３）　就農支援会議は、杵島農業改良普及センター、白石町、ＪＡさが白石地区、農業塾指導員において構成する。

（４）　農業塾塾長は、選考結果並びに研修生の研修計画を、速やかに農業研修生ほか関係者宛てに「農業研修生選考結果」（別記第２号様式）を通知する。

（誓約書の提出）

第７条　審査結果について選考通知を受けた農業研修生は、通知を受けた後、速やかに「誓約書」（別記第３号様式）を農業塾塾長に提出することとする。

（農業研修契約書の締結について）

第８条　農業塾と農業研修生は、円滑な事業運営のため「農業研修契約書」（別記第４号様式）を締結することとする。

（研修辞退）

第９条　農業研修生は、自身の体調不良等により農業研修等の継続が困難となった場合、速やかに農業塾塾長に「研修辞退届」（別記第５号様式）を提出することとする。

２　この場合、農業塾と農業研修生の相互協議により、研修に係る経費の一部を返還させることもある。

（研修生の待遇）

第１０条　研修生の待遇について以下のとおり定める。

（１）　研修期間

第２条における研修期間とする。

（２）　住居

住居の確保及び家賃については、農業塾の負担とするが、引越し費用、生活備品、光熱水費等の経費については、農業研修生の負担とする。

（３）研修時間

１日８時間、月２０日を基本とするが、繁忙期や作業の状況によっては、受入農業者等の指示により変更できるものとする。座学研修等を含み、月１６０時間とする。

（４）休日

原則として週に２日を休日とする。ただし研修の都合上など、やむを得ない場合は、受入農業者等と協議の上、他の日と振替えることとする。この場合においても、月２０日、１６０時間の研修期日は、確保するものとする。

（５）保険等

研修生が加入する国民年金、国民健康保険等については、個人負担とする。

（６）車両

　　農業研修生１組につき、１台の営農車(軽トラックもしくは軽バン)を貸与する。

（７）研修内容

農業講座（講習会）、農業実践研修、その他農業経営に関する各種研修会、地域活動等。

（８）個別相談

農業研修生の農業に関する相談のみならず、居住環境等についての個別相談については、指導員が中心となり指導、助言を行うとともに、就農支援会議においても、随時対応する。

（受入農業者指導料）

第１１条　受入農業者指導料について、次の各号のとおりとする。

（１）　農業塾は、受入農業者が農業研修生を受け入れた場合は、指導料として、研修生１名受入れにつき、日額１，０００円を支払うこととする。その際の振込手数料は、農業塾の負担とする。

（農業塾及び受入農業者の負担）

第１２条　農業塾及び受入農業者の負担については以下のとおり定める。

（１）　農業研修期間中における農業研修生の研修時間として、月２０日間(月１６０時間)の研修日数を考慮しつつ適正な管理を行うこと。

（２）農業塾は、農業研修生の適正な研修実態が把握できる勤務状況報告書等の作成並びに適正な管理運営体制を行うこと。

（農業研修生の負担）

第１３条　農業研修生の負担については、以下のとおり定める。

（１）　農業研修期間中における食費、光熱水費等は農業研修生の負担とする。

（２）　農業研修期間中において、研修先までの交通費等については農業研修生の負担とするが、農業塾において、月４０リットル分の燃料費を支給するものとする。

（３）その他農業研修期間中における自身の生活に関する経費については、研修生の負担とする。

（研修停止について）

第１４条　農業研修期間中において以下の事態が発生した場合は、研修を停止することとする。なお停止の際、農業塾は速やかに農業研修生にその旨を書面にて通知すること。

（１）　受入農業者が事故や病気、災害等に見舞われた場合や家族の病気等に伴い研修受入れが困難になった場合。

（２）　その他、農業塾において受入れが困難な状態と判断した場合は、白石地区農業振興協議会の構成団体に諮り、研修生及び受入農家に対し予め口頭で伝えるとともに、速やかに書面にて研修停止について通知することとする。

（３）　受入農業者の都合等により急きょ、研修先を変更することとなった場合については、受入農業者及び農業研修生の要望に沿って、速やかに対応することとする。

（事故等の取扱いについて）

第１５条　研修期間中における事故等については、以下のとおりとする。

（１）　農業塾は、農業研修生に対し傷害保険に加入し、研修中の傷害や事故等については、この保険の範囲内で補償することとする。

（２）　農業研修生が、受入農業者の農業用機械等を破損した場合は、農業塾及び農業研修生の折半にて損害額を負担することとする。

ただし、農業研修生の重大な過失により、受入農業者に対し多大な損害を与えた場合は、農業研修生の自己責任において補償を行うものとする。

（３）なお事故等については農業塾、農業研修生、受入農業者ともに誠意をもって協議、対応することとする。

（研修修了）

第１６条　農業塾塾長は、農業研修生が研修修了した場合は、「農業研修終了証明書（別記第６号様式）」を発行する。

２　受入農業者及び農業研修生は、研修終了後において、農業塾が行う調査等に協力すること。

３　研修終了後に農業研修生及び受入農業者は、研修中に知り得た個人情報等を漏えいしてはならない。

４　農業塾において、研修終了後における、成果、検証を実施するものとする。

（就農支援）

第１７条　農業研修生の就農については、指導員が窓口となり、主として就農支援会議でこれに当たる。就農地の選定については、研修者の希望を踏まえ、本人と就農支援会議で協議し選定する。就農支援会議の構成団体は以下の役割を負って支援をおこなう。

（１）就農収支計画、生産計画の策定及び資金調達

（２）住居、農地及び施設等の斡旋

（３）生活支援、地域及び生産者との交流

（４）生産物販売、販売情報の提供及び販売支援

（５）準備段階及び就農後の指導機関・関係団体との連絡・調整

（６）　研修を開始するにあたり「農業次世代人材投資事業（準備型）」の申請を行い、承認されれば支給を受けることができ、研修期間中の生活費等に充てることができる。申請には手続きが必要なため農業塾にてサポートする。

別記第１号様式

しろいし農業塾農業研修生申込書

　　年　　月　　日

しろいし農業塾

塾長　　　　　　　　　　　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

下記のとおり、農業研修について関係書類添付の上、申込み致します。

記

１　希望研修期間

　年　月　日～　　　年　月　日

２　希望する研修作物等

３　志望動機等

４　住居及び食事等の確保について

５　家族の同意

署名　　　　　　　　　　　　　㊞（続柄：　　　　　）

※添付書類

・履歴書

・その他参考となる書類（免許証の写し等）

・自己資金を証明する預金残高証明書等

（別記第２号様式）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

しろいし農業塾

塾長　　　　　　　　　　　　　　㊞

しろいし農業塾農業研修生選考結果

　　年　　月　　日に申請されました、貴殿からの農業研修申込みにつきまして、しろいし農業塾就農支援会議にて採択が決定いたしましたので通知いたします。

つきましては、別添、誓約書（別記第３号様式）をしろいし農業塾に提出願います。

　　年　　月　　日に申請されました、貴殿からの農業研修申込みにつきまして、しろいし農業塾就農支援会議にて否認いたしましたので通知いたします。

ご要望にお応えできず大変申し訳ございません。

今後ともよろしくお願いいたします。

（別記第３号様式）

誓　約　書

私は、しろいし農業塾における農業研修生として、　　年　月　日から　　　年　月　日において、独立就農に向け意欲と熱意をもって、農業技術・農業経営等の習得を目的に、下記の事項を守り研修することを誓います。

記

１　しろいし農業塾における研修計画に沿って受講いたします。

２　受入農業者から指導を受けるにあたり、農業者の指示、指導に従い、規律等を遵守します。

３　研修期間中は、受入農業者等のもとで農業研修に励みます。

４　正当な理由がなく、研修を脱退する場合及び研修終了後に就農しなかった場合は、それまでの研修に要した経費の一部(実費相当分)について、双方協議のうえ返還いたします。

５　連帯保証人（２名必要）は農業研修生と連帯して４の返還の責めを負います。

６　研修終了後において、研修中に知り得た受入農業者等の個人情報について守秘義務を厳守いたします。

しろいし農業塾塾長　　様

　　年　　月　　日

農業研修生

住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　㊞

連帯保証人

住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　㊞

住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　㊞

別記第４号様式

**農業研修契約書**

しろいし農業塾塾長田島健一（以下「甲」という）と農業研修生○○（以下「乙」という）は、白石町の農業振興に資するため、また乙本人の農業技術習得が円滑に行えるよう、下記のとおり農業研修契約を締結する。

１　研修期間

年　月　日から　　　年　月　日まで

２　研修時間

座学研修等を含み、１日８時間、月２０日を基本とする。ただし、繁忙日や作業の状況によっては、甲乙協議の上変更できるものとする。

３　休日

週に２日を休日とする。ただし研修の都合上等やむを得ない場合は、甲乙協議の上他の日と振替えることとする。

４　研修内容

農業講座研修、実務研修、各種研修会・地域活動等への参加等

５　保険等

甲は、乙を農業研修として受け入れた期間については、傷害保険等にて対応することとし、作業中の傷害や事故については、この範囲内で補償することとし、その責は、甲においてはいずれも負わないこととする。

研修生が加入する国民年金、国民健康保険等については、個人負担とする。

６　その他経費

研修期間中における乙の光熱水費、食事等の生活諸経費については乙の負担とする。また、研修先までの交通費等及び研修に必要な筆記用具、作業服等についても乙の負担とする。ただし、研修期間中における住居費の家賃、農業研修生１人につき１台の営農車（軽トラック若しくは軽バン）を貸与し、車両に係る燃料費の月４０リットル分と、対人対物の自動車保険については甲の負担とする。

７　研修の停止及び辞退

乙は、諸事情により研修辞退する場合は、甲に対し、予め口頭にて申し出するとともに甲の指示に従い、研修辞退等の手続きを行わなくてはならない。

８　損害

乙は、受入農業者の農業用機械等を破損した場合は、甲乙協議して損害額を負担することとする。

乙の重大な過失により、甲に対し多大な損害を与えた場合、乙は自己の責任において補償を行うものとする。

９ その他

この契約に定めるもの以外の詳細については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この契約の証として、契約書を２通作成し、甲乙それぞれが各１通所持する。

　　年　　月　　日

（甲）しろいし農業塾　塾長

（乙）農業研修生　○○

別記第５号様式

　　　年　　月　　日

しろいし農業塾塾長　　様

住所：

氏名：　　　　　　　　　㊞

**研修辞退届**

私は、しろいし農業塾の農業研修生として、　　　年　　月　　日から、　　　年　　月　　日（　　日）までの期間中、農業技術・農業経営等の習得を目的として、農業研修に取り組んで参りましたが、（健康上の理由・家庭の事情・その他）により農業研修を辞退することといたしました。

関係者の方々には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解頂きますようよろしくお願いいたします。

別記第６号様式

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

しろいし農業塾

塾長　　　　　　　　　　　　　　㊞

**農業研修終了証明書**

このことにつきまして、下記のとおり農業研修を修了したことを証明いたします。

記

１　実務研修受入農業者

２　実務研修農作物等

３　研修期間

　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日

４　研修内容